

●複合型サービス事業所の開設をお考えの方へ●

複合型サービス事業所のご案内



複合型サービス制度の概要



● 複合型サービス制度創設の背景

平成24年度の介護保険制度改正にあたっては、中重度の要介護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようなサービスの充実として「複合型サービス」が創設されました。

● “複合”するサービスの組み合わせ

複合型サービスとは、複数の介護保険サービスを組み合わせて1事業者が一体的に提供するサービスのことを言いますが、現在は「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」の組み合わせが提供可能なサービスとして定められています。

● 複合型サービスのイメージ

複合型サービスは登録利用者に対し、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」のサービスを提供します。看護と介護サービスを一体的に提供することで医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

利用者ニーズに応じた柔軟な対応



- 要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる仕組みとします
- 別々に指定しサービス提供するよりも、小規模多機能型居宅介護事業所に配置されたケアマネジャーによるサービスの一元管理により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能です
- 柔軟な人員配置が可能です



複合型サービス事業所のメリット



● 医療ニーズの高い要介護者を支えることができます

- ◆ 高齢者本人及びその家族のニーズに応じ、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスの提供が可能です。
- ◆ 看護と介護の連携による一体的なサービス提供により、緊急時の対応を含め、柔軟なサービス提供が可能です。
- ◆ 地域密着型サービスとして、なじみの看護職員、介護職員が対応可能です。
- ◆ 看護職員の配置に伴い介護職員によるたんの吸引等のより安全な実施や、日常生活上必要な医療・看護ニーズへの対応が可能です。

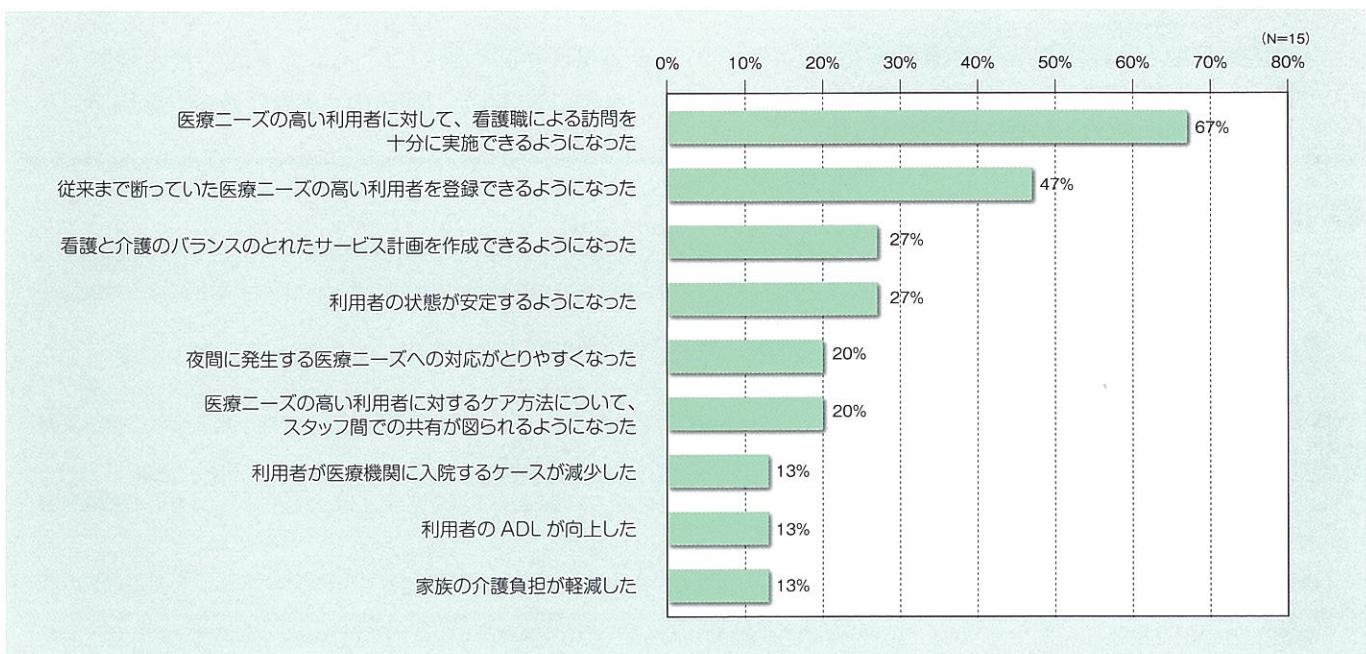
● 柔軟なサービスを提供できます

- ◆ 複合型サービス事業所に配置された介護支援専門員がサービスを一元的に管理するため、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能です。

● 経営の安定が図れます

- ◆ 柔軟な人員配置による効率的な運営が可能です。
- ◆ 複合型サービス事業所は訪問看護事業所の指定を併せて受けることが可能で、この場合、利用登録者以外の方に対し訪問看護サービスを提供することが可能となり収入増が期待されます。

参考 複合型サービス開始後の効果



出典：「複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業」報告書 みずほ情報総研(株)

複合型サービスの介護報酬体系・指定基準



● 介護報酬体系

複合型サービスの報酬は、小規模多機能型居宅介護の基本報酬に訪問看護の報酬分を上乗せした形となっています。

基本部分(1月あたり)

| | 複合型サービス | 小規模多機能型居宅介護(参考) |
|------|----------|-----------------|
| 要介護1 | 13,255単位 | 11,430単位 |
| 要介護2 | 18,150単位 | 16,325単位 |
| 要介護3 | 25,111単位 | 23,286単位 |
| 要介護4 | 28,347単位 | 25,597単位 |
| 要介護5 | 31,934単位 | 28,120単位 |

減算部分

「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスの提供回数が所定回数に満たない場合や、末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行った場合や、主治医が、利用者が急性憎悪等により一時に頻回の訪問看護を行う必要がある旨、特別の指示を行った場合については、減算となります。

加算部分

| | 単位数 |
|--------------|---|
| 初期加算 | 1日あたり 30単位 |
| 認知症加算 | 1月あたり (I)800単位 (II)500単位 |
| 退院時共同指導加算 | 1回あたり 600単位 |
| 事業開始時支援加算 | 1月あたり 500単位 |
| 緊急時訪問看護加算 | 1月あたり 540単位 |
| 特別管理加算 | 1月あたり (I)500単位 (II)250単位 |
| ターミナルケア加算 | 1月あたり 2000単位 |
| サービス提供体制強化加算 | 1月あたり (I)500単位 (II・III)350単位 |
| 介護職員処遇改善加算 | 1月あたり (I)基本部分と加算部分の合計単位×42／1000 (II)(I)×90／100 (III)(I)×80／100 |

● 指定基準(人員)

従業者の人員数

| | |
|----------|------------------------------------|
| 日中(通い) | 常勤換算方法で3:1 (1人以上は保健師、看護師、准看護師) |
| 日中(訪問) | 常勤換算方法で2人以上 (1人以上は保健師、看護師、准看護師) |
| 夜間(夜勤職員) | 1人以上 |
| 夜間(宿直職員) | 1人以上 |
| 看護職員 | 常勤換算方法で2.5人以上 (1人以上は常勤の保健師、看護師) |
| 介護支援専門員 | 配置が必要 |
| 管理者 | 専従かつ常勤で配置 |

登録定員および利用定員

| | |
|--------|-----------------------|
| 登録定員 | 25人以下 |
| 通いサービス | 登録定員の1/2から15人まで |
| 宿泊サービス | 通いサービスの利用定員の1/3から9人まで |

● 指定基準(設備)

- 事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しなければならない。
- 宿泊室
 - イ:1つの宿泊室の定員は1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - ロ:1つの宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所であり、かつ、宿泊室の定員を1人とする場合には、6.4平方メートル以上とすることができる。
 - ハ:上記イとロを満たす宿泊室(以下「個室」とする)以外の宿泊室を設ける場合には、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
 - 二:プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 設備は、専ら当該複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。
- 複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

複合型サービス事業所運営の事例紹介



複合型サービス事業所を開設した事業所から、開設の参考になる様々なお話を伺いました。

複合型サービス事業所を開設した動機

- 複合型サービスに移行した理由は、前身の小規模多機能型居宅介護事業所の頃から医療ニーズの高い要介護者が増加していたことと、小規模多機能型居宅介護サービスでは訪問看護サービスが利用しにくかったり、医療行為が実施できなかったことです。
- 開設前から小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護ステーションがあり、実態として複合型サービスに相当するサービスを提供していたので、複合型サービスの制度発足に伴い、開設しました。開設前から小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護ステーションを併設していた理由は、このような形態にしないと地域で暮らす方々を支えることができないと考えたためです。
- 前身の小規模多機能型居宅介護事業所を開設した動機は、病院を退院せざるを得なくなつたが自宅には戻れない中重度の方について、最期までお世話する場が必要であると考えたからです。小規模多機能型居宅介護事業所の頃から看護職員が5人おり、複合型サービスに相当するサービスを提供していましたので、複合型サービスの制度開始に伴い、適正な介護報酬を得られるとの観点から、移行しました。尚、複合型サービスへの移行によりそれまでの利用者の自己負担は増加しましたが、事前に十分な説明を行いましたので反対はありませんでした。

開設前における市場規模や成長性の見通し

- 複合型サービス事業所の開設前後によらず宿泊サービスについてはニーズが高いと思いました。
- 地域包括ケアを支えようとの基本的な方針のもと、法人内の病院や介護老人保健施設などから安定的に利用者が確保できるとの見通しがありました。

プロモーション活動の実施例

- 事業所の宣伝活動のため、地域の集まりなどに参加しPRを行いました。また法人内の新聞にも事業所の情報を掲載しました。
- 併設する通所介護事業所の広い機能訓練室を閉所日の日曜日に町内会や地域住民のサークル活動などに提供しておりますが、このような取り組みには複合型サービスの理解を広める効果もあるのではないかと考えています。

経営上の工夫

- 複合型サービス事業所へと移行し、介護職員と看護職員との仕事の分担を考えましたが、あまり線引きしてしまうと利用者にとって最適なサービスを提供することが難しくなってしまうと思います。このため、現在は“事業所として一体となったサービス”を心がけています。
- 利用者の送迎業務が従来の始業時刻より早い時刻に始まり、定常的に残業代が発生する状況でありましたので、時差勤務体制を新設しました。
- 訪問職員が出先で使用できるタブレット端末を業者と共同で開発しており、今後、活用する予定です。

労務管理上の工夫

- 労務管理上の工夫として、今年から人事評価制度を導入し、また介護福祉士などの資格取得が給与に反映される制度に変更することで、従業者の意欲向上を目指しています。また事業所内研修として週に一度2時間程度、外部の講師を招き、従業者の専門知識の向上に取り組んでいます。
- 現在、従業者の7割程度が介護福祉士の資格を持っています。有資格者については給与月額が増える給与体系としています。また介護支援専門員の資格取得も奨励しています。
- 看護職員の業務遂行上の裁量を増やし、やりがいを持って働く環境を整えるとともに、労働時間が増えすぎないよう配慮しています。

今後の運営上の方針性や課題 等

- 今後の展開として、訪問看護ステーションを開設したいと考えています。また団塊の世代が高齢化し利用者が増えることを考慮し、重症者を受け入れができる有料老人ホームを開設することも見据えています。
- 今後、利用者の方が重症化していくことが予想される中、職員の年齢が全体的に高く身体的負担がきつくなってくることから、若い男性職員の確保が必要と考えています。
- 当事業所の利用者の中には、特別養護老人ホームや老人保健施設への入所待ちの利用者もいます。また、ふだんは自宅に居て夏季のみ登録して利用する方も見られますが、これは近年の夏の猛暑による脱水症を心配したものであって、当事業所で過ごすほうが安全、安心であるという考え方によるものです。このような状況を考えますと、今後は、利用者の確保に際し、老人保健施設との連携を模索していきたいと思います。

開設資金及び運転資金の調達の状況

- 複合型サービス事業所の開設前に、法人内に小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護ステーションがあり、これらを統合する形で複合型サービス事業所を開設しましたので、開設資金は特段かかりませんでした。また開設前後で運転資金調達に関する変化はありませんでした。

職員確保の工夫

- 開設時に看護職員を確保できた理由は、法人内における異動や、看護職員が当法人の病院の医師と過去に同じ職場で働いていたつながりや、看護職員同士の人のつながりがあったためです。介護職員については、あらかじめ法人内の別の事業所で雇用した職員を開設時に異動させたため確保の面で困難はありませんでした。

複合型サービスのメリット

- これまで以上にスタッフ間で情報の共有が図られ看護と介護のバランスのとれたサービス計画を作成できるようになりました。
- 利用者の中には、経口摂取が困難であり経管栄養を滴下している方が昼の食事を取れるようになったなど、ADLが向上していく人もみられました。
- 複合型事業所となってから、介護職員と看護職員とのコミュニケーションや情報共有の機会がいっそう多くなり、互いに尊重し合い、仕事に対する高いモチベーションが保たれていると感じます。たとえば介護職員にとっては、夜間でも常に看護職員がオンコールで待機しているという安心感があり、看護職員は介護職員の多様な業務対応の中から、これまで気が付かなかつたことに気付かされる場合もありました。複合型サービスは、利用者のみならず事業所の各職員にとっても安心感や一体感を得られる仕組みだと思います。
- 複合型サービスに移行して、365日24時間看護職員に連絡できるという安心感があり、利用料は高くなったが安心料と考えているとの利用者の声がありました。



みずほ情報総研株式会社

<http://www.mizuho-ir.co.jp/index.html> ☎101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

発行:平成25年3月

このパンフレットは、「複合型サービスの効果的な運営に係る調査研究事業」(厚生労働省補助)において作成しました